

彦根市移住・定住促進奨学金返還支援補助金

大学等を卒業し、市内に居住・就業する方の

奨学金の返還を支援します！

彦根市では、移住・定住を促進するとともに、市内事業所等の人材確保を図るため、奨学金の返還支援を行います。



補助額 **2年間で最大24万円**



主な要件は次のとおりで、(1)から(4)全てあてはまる方が対象です。(公務員を除きます。)

対象となる方

(1) 大学等を卒業している方で、市内に居住し、市内事業所に就業している方
大学等とは、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校(2年以上)になります。

(2) 在学中に奨学金の貸与を受け、返還している方(これから返還を開始する方)

(3) 最初の申請時に30歳以下の方

(4) 次の から のいずれかに該当する方
市内の大学等を卒業した方
申請初年度の前年度の1月1日から申請初年度の2月末日までに、新たに市民になった方
申請初年度の前年度の1月1日から申請初年度の2月末日までに、新たに市内事業所に就業した方

補助内容

補助額

1万円/月(上限)

月の返還額が1万円に満たない場合はその額が上限となります。

補助期間

2年間(24か月分)

転出した場合、転出した月分までが対象となります。

よくある質問 Q & A

Q アルバイトやパートでも対象になりますか？

A 正規雇用(無期雇用契約、雇用保険の適用等)が対象です。

Q 市内勤務時に補助金を申請し、その後、転勤により市外勤務となった場合はどうなりますか？

A 申請後の転勤で市外勤務となった場合であっても、引き続き市内に居住していれば対象になります。

Q 補助期間中に退職や転職した場合はどうなりますか？

A 退職した場合、退職した月分までが対象となります。転職の場合は、市内勤務等の要件を満たしていれば、再就職した月分から対象となります。ただし、どちらの場合も引き続き市内に居住している必要があります。(退職から再就職の間に就業していない月がある場合は、24か月間から就業していない月数分を除き、補助期間は延長されません。)

お問い合わせ

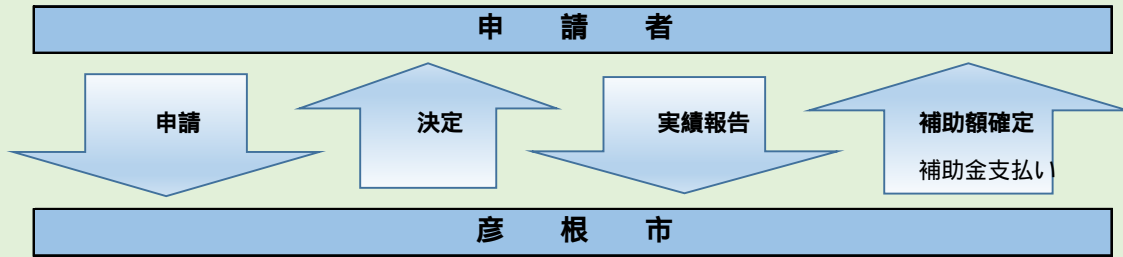
彦根市 企画振興部企画課

〒522-8501 彦根市元町4番2号

TEL : 0749-30-6101 (平日8:30~17:15)

E-mail : kikaku@ma.city.hikone.shiga.jp

補助金交付までの流れ



初回の申請は2月末までで、2年度目以降の申請は4月末までとなります。

審査後、決定通知をお送りします。(その後、勤務先の変更などがあれば随時ご連絡ください。)

3月末～4月中旬に奨学金の返還実績などの報告をしていただきます。

実績報告を審査し、補助額を確定します。

4月下旬～5月中旬に補助金をお支払いします。

補助期間中は毎年度、同様の手続きをする必要があります。

補助期間と補助額について

ケース 令和6年6月に申請した場合（申請後に要件の変更がなかった場合）

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | |
|---------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|------|
| 令和6年度 | | | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | 10万円 |
| 令和7年度 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | 12万円 |
| 令和8年度 | ■ | ■ | | | | | | | | | | | 2万円 |
| 計 24万円 | | | | | | | | | | | | | |

ケース 令和6年8月に申請し、その後令和7年11月に退職し、令和8年5月に市内で再就職した場合

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | |
|---------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-----|
| 令和6年度 | | | | | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | 8万円 |
| 令和7年度 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | 8万円 |
| 令和8年度 | ■ | ■ | ■ | ■ | | | | | | | | | 3万円 |
| 計 19万円 | | | | | | | | | | | | | |

補助期間中に市内勤務の要件を失った場合であっても、年度末まで市内居住していれば、市内勤務要件を満たしていた月分は対象となります。

また、補助期間内(24か月)であれば、再び市内勤務要件を満たした月から対象となります。

ただし、補助期間は申請月から24か月であり、間の月分(上図の赤色の月)は延長されません。

ケース 令和6年10月に申請し、その後令和7年7月に残額100万円を全て繰上償還した場合

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | |
|---------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|------|
| 令和6年度 | | | | | | | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | 6万円 |
| 令和7年度 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | 12万円 |
| 令和8年度 | | | | | | | | | | | | | 0円 |
| 計 18万円 | | | | | | | | | | | | | |

補助金の申請後に全額を繰上返還した場合、繰上返還額をその年度の未返還月数で割って月額(上図の緑色の月)を算定し、補助対象とします。

ただし、繰上償還の次年度以降は、返還額がなくなるため、補助金は0円となります。